

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和8年3月17日 開会時間・午前・午後01時31分 閉会時間・午前・午後01時55分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	藤川 貴雄 原 一郎	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・羽島市議会ハラスメント条例及び羽島市議会会議規則の改正について ・その他 	

【委員会開会＝午後 1 時 31 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の協議事項はお手元に配付したとおりです。まず、最終日での条例の発議と規則改正の発議について協議いたします。羽島市議会ハラスメント防止条例及び羽島市議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会で発議するかどうか、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

豊島委員

賛成いたします。

後藤徹委員

賛成いたします。

河崎委員

賛成いたします。

安藤委員

賛成いたします。

野口委員

賛成いたします。

南谷佳寛委員長

皆様のご意見をお聞きしたところ、発議に賛成するという意見が全員でしたので、この条例等について議会運営委員会で発議することといたします。それでは次に、羽島市議会ハラスメント防止条例施行規程について、事務局より説明をお願いいたします。

議会総務課員

施行規程案についてご説明いたします。条例の可決を前提といたしまして、条例で書き切れない部分を、より改正しやすい施行規程という形で整備させていただきたいと考えております。

すべてのご説明は割愛いたしますが、まず第 3 条の相談員に関しましては、以前の全員協議会でもご質問がありましたが、こちらは議長が議会事務局長、議会総務課長、議会総務課長補佐もしくは総務係長を選任し、3名の体制でお願いしたいと考えております。

次に第 5 条ですが、相談員に関しましては、3名で連携を取って対応するというようにしております。ただし、職員に対して聞き取り等を行わなければならない場合もありますので、その場合は職員課が選んだ相談員とも連携できるという規定を設けております。

次に 2 ページ目の第 6 条、対策委員会の組織ですが、こちらの人選は条例では 6 人以内となっております。これは、

被害者や加害者を含めた事案の当事者等以外の議員の中から6人を選ぶというものです。ただし、当事者等と同じ会派の議員からは原則として選ばないこととし、残った議員の中から議長が人数の公正に配慮して選ばなければならないという書き方にしております。

また、議長から選ばれた場合は、正当な理由なく拒否してはいけないということも記載しております。

続きまして、第7条第4項ですが、対策委員会は事案の調査を行います。議員だけの会議に当事者を出席させて説明させるというのは、特に相談者の立場からすると負担が大きいという懸念があります。

そのため、基本的には相談員が聞き取った書類をもとに皆様に判断していただくこととしております。どうしても書類だけでは難しい場合で、かつ、当事者が了承している場合のみ、会議に呼んで直接話を聞くことは可能ですが、基本は書面をもとにご判断いただくという形になっております。

次に、2ページ目から3ページ目にかけての第7条第7項ですが、対策委員会の後には第三者審査会が控えているため、議員による対策委員会があまり長引くのはよくないと考え、20日以内に結論を出すということに記載しております。

それから、以前ご質問のあった公表の方法につきましては、3ページ目の第10条に、市ホームページや議会だより、その他の方法で行うということが記載されております。

最後に第11条に関しましては、双方がこれ以上の対応を望まないといった場合には、結論を出さずに事案の処理を終了できるという規定を設けております。

南谷佳寛委員長

ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

河崎委員

少し細かい話になりますが、第7条第7項の「20日以内」という記載について確認させてください。かっこ書きの文書が若干理解しづらいのですが、これは稼働日ベースで20日という理解でよろしいでしょうか。

議会総務課員

平日で20日という意味です。

南谷佳寛委員長

ほかにご意見はございますか。

	〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	<p>それでは、このように規定することで議長に報告し、全員協議会で協議していただくということによろしいでしょうか。</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	<p>次に、羽島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について、事務局より説明願います。</p>
議会総務課長補佐	<p>個人情報の保護に関する条例施行規程につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が改正されたこと、また、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴うものです。それぞれの施行日が、全世代対応型の法律が令和8年4月1日から、出入国管理の法律が令和8年6月14日から施行されることに合わせて改正を行うものであり、それぞれ引用条文が変更となった箇所を修正する内容となっております。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの説明について、何かご意見はございますか。</p>
	〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	<p>このように改正することで議長に報告し、全員協議会で協議していただくということによろしいでしょうか。</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	<p>次に、追加議案の詳細説明の取扱いについてです。現在は提出日の本会議の場で説明されており、説明を聞いた後に新たに質問したい場合は、本会議を休憩して執行部との調整に入ります。そのため、調整時間が長くなっていることや、質疑応答が円滑に行われなくなる可能性があることが課題となっております。</p> <p>したがって、この取扱いについて、追加議案の配付と同時に詳細の内容を文書で配付し、あらかじめ議案の内容を精読した上で、質問事項を執行部に連絡できるようにしたいと考えております。このことについて何かご意見はございますでしょうか。</p>

河崎委員	追加議案の詳細説明書を、追加議案の提出に合わせて提出していただけるということだと思います。その場合、追加議案に対して質問をする際には、現在のような2日前までに執行部へ連絡するというルールと同じような形で扱われるという認識でよろしいでしょうか。
議会総務課長	追加議案につきましては、提出されるタイミングが最終日の場合だと直前になる可能性もありますが、基本的には早めをお願いしたいと考えております。できれば前日の夕方までに執行部へ連絡していただく方向でお願いしたいと考えております。
南谷佳寛委員長	ほかにご意見はございますでしょうか。
	〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	それでは、詳細説明を文書で提出することについて議長に報告し、全員協議会で協議いただき、了承が得られれば執行部に依頼していく方向でよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	次に、羽島市議会音声データの取扱要領について、事務局より説明をお願いします。
議会総務課長	<p>羽島市議会音声データの取扱いについてご説明いたします。現在、委員会などの会議録作成の補助として音声データを録音し、市役所のサーバーに保管しておりますが、文字起こしをした後も削除せずに蓄積が続いている状態で、サーバー容量が逼迫しております。このため、総務課の情報推進担当からは不要データの早期削除について以前から依頼を受けている状況です。</p> <p>また、これまで音声データは慣例としてパソコンの中にデータとして保存してまいりましたが、情報公開意識の高まりや、実際に音声データに対する情報公開請求があったことを踏まえまして、これまでの属人的な運用を見直し、ルールを明文化する必要があると判断いたしました。</p> <p>本来、音声データは会議録作成のための事務用資料ですが、情報公開請求の対象となり得る現状も踏まえ、透明性の確保と適正管理の観点から、皆様にお配りした要領を定</p>

めたいと考えております。

主な内容としては、1つ目が事務局長を管理責任者とする管理体制の明確化、2つ目が会議録作成以外の利用禁止と外部提供の適正判断、3つ目が作成後速やかに消去して記録を残すルールという、この3点を定めております。以上を踏まえて本要領案を定めましたので、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、本要領は内規ということもあり、軽微な修正については、今後は議長決裁とし、大きな修正が生じた場合については改めて本委員会でご意見を伺っていく方向としたいと考えております。

最後に、この要領の施行日につきましては、現在3月であり人事異動に伴うデータ整理の時期でもあるため、今回ご意見をいただいた後、問題がなければ本日付で施行したいと考えております。

南谷佳寛委員長

ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

河崎委員

内容についてはそのとおりであると思います。現在、詳細説明会の音声データを、議員が質問要旨を作成する際に確認できるよう、サーバーにアップロードして配付していただいているかと思います。その音声データの扱いについては、今回の要領には該当しないという認識でよろしいでしょうか。

議会総務課長

要領案は、音声データは会議録の作成を目的として記録されたものと定義しております。基本的に消去の対象となるのは会議録を作成するための音声になります。理由としては、会議録は作成した後にホームページに公開するため、音声データは不要ではないか、との整理によるものです。

ただ、詳細説明会のデータもかなり容量が大きいため、タブレットに格納した後はサーバーのほうのデータは削除させていただいたほうが良いと思うので、要領の修正をさせていただきたいと考えております。

南谷佳寛委員長

取扱要領案を訂正するということですね。

議会総務課長

そのとおりです。

南谷佳寛委員長

最近、音声データを巡って「言った、言わない」という問題がよく起きていますが、音声データを消去してしまっ

	ても問題ないのでしょうか。
議会総務課長	それはこれまでの音声データのことでしょうか。
南谷佳寛委員長	これまでもあったことですし、これからも起こり得ると思います。
議会総務課長	基本的に、委員長が発言を許可し、委員が答えた部分については会議録に記載しております。一方で、会議録から除外しているのは、発言の許可を得ていないのに勝手に発言した部分は会議録に掲載していません。大抵の不規則発言はそのような場面で多いため、そういったものは全て消去しております。委員長が許可していない発言については、削除する方向で運用しております。
野口委員	そもそも、音声データは会議録を作成するために録音しているだけのものであり、公的な記録はあくまで会議録です。音声データは会議録を作成するための1つのツールに過ぎないため、消去しても何も問題ないと思います。会議録が全てであり、会議録を破棄するわけではないので、問題はないと考えます。
南谷佳寛委員長	ほかにご意見はございますでしょうか。
	[発言する者なし]
南谷佳寛委員長	それでは、この取扱要領案については、制定する方向でよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	安否確認訓練について、事務局より説明願います。
議会総務課員	安否確認訓練検討事項記入シートのまとめをご確認ください。過去3回実施した安否確認訓練について、議員から提出された振り返りシートをまとめたものになります。これまでは18人全員のシートが揃うまで、数ヶ月かけて何度かお願いして、全て揃った段階で提出しておりました。 しかし、すでに日にちがかなり経過しており、回答の正確性も曖昧になっていると考えられます。そのため、今回は、18人全員分は揃っていませんが、提出していただいた

議会総務課長	<p>分だけでまとめさせていただきました。これでよろしければ、全員協議会にお諮りした上で、市のホームページに公開したいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>これまではこのような形で振り返りを行ってまいりましたが、内容が形骸化してきているという課題があります。</p> <p>ですので、現在、LINE WORKS を使用して安否確認を実施しておりますが、その安否確認の中で、反省点や改善の提案といった自由意見も同時に入力していただく形にしたいと思います。LINE WORKS の機能を活用すれば、自動的に回答を集計し表にまとめてもらうことが可能です。業務の効率化を図るとともに、皆様にも訓練直後に意見を出していただいたほうが忘れずに済むため、やり方を変更させていただきたいと考えております。</p> <p>今回の振り返りシートの取りまとめを最後にして、次回からは LINE WORKS を活用した方法で一旦始めてみて、運用しながら改善していくということを提案いたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>事務局からの報告や提案について、何かご意見はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それでは、そのように取り扱うこととし、議長に報告した上で全員協議会にてご協議いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>副議長、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>これで議会運営委員会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">【委員会閉会＝午後 1 時 54 分】</p>

	【協議会開会＝午後 1 時 54 分】
南谷佳寛委員長	続いて、協議会を開催いたします。
議会総務課長	視察報告書についてですが、議会運営委員会は市には提言いたしませんので、ご承知おきください。 この内容で報告書完成ということでお願いいたします。
南谷佳寛委員長	何かご意見はございますか。
	〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	これをもちまして、議会運営委員会及び協議会を終了いたします。お疲れ様でございました。お帰りになる前に、条例及び規則改正の発案書への署名をお願いいたします。
	【協議会閉会＝午後 1 時 55 分】